

久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業に係る対面的対話の議事録

平成30年5月22日

「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業」に係る対面的対話の議事録を公表します。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	5	第2章	8	(1)	ウ 運営・維持管理業務	第一回質問回答1 No.3において、事業者にて一般廃棄物運搬業の許可を取得するとの回答ですが、本事業契約を受託すること自体が市町村長による同業許可を受けるとの認識でよろしいでしょうか。	一般廃棄物運搬業の許可については、通常の申請を行い許可を得てください。 なお、許可申請は連合に申請し、許可を得てください。
2	入札説明書	5	第2章	8	(1)	ウ 運営・維持管理業務	質問回答No.3 に、「し渣及び沈砂の運搬はSPCでの一般廃棄物運搬業の許可取得とそのための車両・人員等も揃えてください。」とありますが、「SPCでの一般廃棄物運搬業の許可」は、貴連合よりいただけるものとの認識でよろしいでしょうか。	一般廃棄物運搬業の許可については、通常の申請を行い許可を得てください。 なお、許可申請は連合に申請し、許可を得てください。
3	入札説明書	5	第2章	8	(1)	ウ 運営・維持管理業務	質問回答No.3 に、「し渣及び沈砂の運搬はSPC自らの運搬を基本とする。」とありますが、該当運搬車での「堆肥製品（一般廃棄物ではない）の運搬」をするに当たって、貴連合の許可はいただけますでしょうか。	関連法令等に抵触せず、肥料の品質等に影響を与えないことに加えて、衛生面に配慮する条件で可とします。
4	入札説明書	5	第2章	8	(ウ)	運営・維持管理業務	質問回答No.4 に、「脱水し渣の貴連合御指定の施設として久慈地区ごみ焼却場」とありますが、脱水し渣の全量を受け入れていただけるものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	入札説明書	5	第2章	8	(ウ)	運営・維持管理業務	質問回答No.4 に、「沈砂の貴連合御指定の施設として久慈地区最終処分場」とありますが、沈砂の全量を受け入れていただけるものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	入札説明書	5	第2章	8	(ウ)	運営・維持管理業務	要求水準書【運営・維持管理業務編】の質問回答No.38に「車両の大きさや荷台の型状等に指定は無い」とありますが、久慈地区ごみ焼却場でのごみピットへの投入の際の中、高さの制限はございますでしょうか。	連合ごみ焼却場及び最終処分場の受入車両の仕様（実績の最大値）を記載しますので、参考にしてください。 車両総重量：21,990kg 最大積載量：10,600kg 長さ：941cm 幅：249cm 高さ：370cm
7	入札説明書	5	第2章	8	(ウ)	運営・維持管理業務	要求水準書【運営・維持管理業務編】の質問回答No.38に「車両の大きさや荷台の型状等に指定は無い」とありますが、久慈地区最終処分場の中、高さ、重量の制限はございますでしょうか。	連合ごみ焼却場及び最終処分場の受入車両の仕様（実績の最大値）を記載しますので、参考にしてください。 車両総重量：21,990kg 最大積載量：10,600kg 長さ：941cm 幅：249cm 高さ：370cm
8	入札説明書	8	第3章	1		入札参加書の構成等	運営事業者に出資する企業について、出資の最低額（割合）の設定はございますか。	特にありません。
9	入札説明書別紙3	34	3 (2)	ア	(ウ)	業務委託料A	「業務委託料A（変動費）の1回あたりの支払額は、各支払期の処理量（実績値）×提案単価（円/kL）によるものとする。」とありますが、1円未満は切り捨てと考えるとよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
10	入札説明書別紙3	34	3 (2)	ア	(エ)	運営・維持管理業務委託料B	「運営・維持管理業務委託料Bのうち、固定費iと固定費iiの1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。」とありますが、端数調整は最終回で行うものと考えてよろしいでしょうか。	端数が出る場合は、最終回で調整して下さい。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	入札説明書別紙3	34	3 (2)	ア	(オ)	運営・維持管理業務委託料B	「(オ) 運営・維持管理業務委託料Bのうち、固定費Ⅲの1回あたりの支払額は、20年間の合計額を240等分した額とする。」とありますが、端数調整は最終回で行うものと考えてよろしいでしょうか。	端数が出る場合は、最終回で調整して下さい。
12	入札説明書別紙3	35	4 (2)			改定の条件	「直近12ヶ月平均値」とありますが、該当平均値は「小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
13	入札説明書別紙3	35	4 (1)	イ			日本銀行調査統計局の指標などをお示しいただいていますが、基準年の指標が停止した場合は、新しい基準年の指標に移行すると考えてよろしいでしょうか。また、その際の計算に用いる比率は(2015年基準の2015年指数) / (2010年基準の2015年指数)などと考えてよろしいでしょうか。	基準年の指標が停止した場合は、新しい基準年の指標に移行すると考えて下さい。その場合の計算は、新しい基準年の指数を古い基準年の指数に換算する等を想定していますが、詳細は協議によります。なお、協議は、指標の基準年が変わった段階で実施するものと想定してください。
14	要求水準書【設計・建設工事編】	3	第1章	第2節	5.	(6) 資源化設備(堆肥化)	質問回答No.1に、「非常時、下水汚泥の性状は含水率83%程度の脱水汚泥で、1,200t/年程度受け入れる。」とありますが、この場合においては、堆肥の含水率の性能は摘要外と考えてよろしいでしょうか。	堆肥の含水率については、原則として性能を遵守してください。非常時の含水率以外の詳細な摘要については、協議によります。
15	要求水準書【設計・建設工事編】	3	第1章	第2節 5.	(6)	資源化設備(堆肥化)	下水汚泥を堆肥化することにより肥料の原料が変更となるため、肥料の再登録手続きが必要となります。登録完了までの期間は肥料の配布ができないため、場内保管や場外処分を行う計画であるとの認識でよろしいでしょうか。また、下水汚泥を焼却せずに堆肥化するフローとしている理由をご教示ください。	お見込みのとおりです。対応についての詳細は、協議によります。現状では、久慈市の下水処理場の下水汚泥が民間の堆肥化施設でコンポスト化しています。要求水準書に示す非常時とは、民間の堆肥化施設で一時的に受け入れられなくなった場合等様々な状況が想定されますが、新施設で有機性廃棄物として受入れて、堆肥化して活用すること考えています。ただし、能力設定の考え方としては、あくまでもし尿・浄化槽汚泥の処理がメインであり、下水汚泥の処理のために施設を増強する考えではありません。下水汚泥の受入設備は必要となりますが、過剰な設備投資は求めていません。
16	要求水準書【設計・建設工事編】	3	第1章	第2節	5	(6) 資源化設備(堆肥化)	質問回答No.1に、「非常時、下水汚泥の性状は含水率83%程度の脱水汚泥で、1,200t/年程度受け入れる。」とありますが、この場合においては、貴連合からの堆肥の買取り義務は摘要外と考えてよろしいでしょうか。理由として、下水汚泥混入の堆肥登録は取り直す必要があるためです。	肥料登録の要否については、非常時の状況による協議によりますが、肥料登録をした場合は、買取をお願いいたします。また、登録までの期間については、場内保管や場外処分を想定していますが、詳細は協議によります。
17	要求水準書【設計・建設工事編】	3	第1章	第2節	5	(6) 資源化設備(堆肥化)	質問に対するご回答において、下水汚泥発生量は1,200t/年とありますが、これは災害時はこの一部を受け入れるという理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥の受入にあたっては、汚泥再生処理センターの能力で受入可能な量を受入れる方針です。
18	第1回質疑回答書	7	2-1		15		「計画処理用105kL/日は、年平均計画処理量に月変動を見込んだ最大値と考えてよろしいでしょうか」に対して「お見込みの通りです」と回答がありますが、No.19の「平均搬入量を105kL/日とし…」に対しても「お見込みの通りです」と回答があります。どちらを正として計画すればよいでしょうか。また、月変動係数もご教示ください。	105kL/日には月最大変動係数(1.20)を見込んでいます。施設規模は、105kL/日として、設計することを基本としますが、各々の設備の設定能力の余裕の中で±10%の量的変動にも対応可能な計画とすることとしてください。常に105kL/日の10%増しの処理を行える設計までは、求めていません。
19	要求水準書【設計・建設工事編】	8	第1章	第4節	3	3) 性能試験者とその期間	質問に対するご回答において、植害試験結果も含めて工期内としてくださいますとありますが、試験結果が出るまでに3~5ヶ月程度を要するため提出は工期外としていただけないでしょうか。	要求水準に示すとおり、植害試験結果も含めて工期内としてください。対話における質問では、植害試験結果が出るまでに長期間を要しており、肥料登録を見込んでいたことでしたが、肥料登録は、引渡後でも可とします。
20	要求水準書【設計・建設工事編】	24	第2章	第5節		施設の性能	施設の性能について、明示された各数値の他に地域住民協定および各種条例等による上乗せ基準があればご教示ください。	受託者決定後から施設供用開始までの然るべき時期に種市南漁業協同組合、久慈市漁業協同組合桑畑生産部等との環境保全協定の締結を予定しています。各種条例等による規制はありませんが、環境保全協定により、上乗せ基準が設定される可能性はあります。
21	要求水準書【設計・建設工事編】	25	第2章	第3節		プロセス用水	河川水を利用するとありますが、環境影響評価準備書に記載のある魚類や両生類の重要種を保護するため、再利用水や雨水を最大限利用し、河川水を利用しない計画を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、河川水及び上水を利用する計画としてください。ただし、再利用水や雨水を利用し、河川水の取水量を低減する提案は可としますが、処理水放流先への影響も考慮してください。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	要求水準書【設計・建設工事編】	40	第3章	第2節	1-2	受入室（受入室含む）	受入室を2車線とすることで計量装置故障時の計量が可能などの長所もあると考えますが、受入室を1車線で指定する理由をご教示ください。また、受入室を2車線とすることは可能でしょうか。	受入室の車線数を増やすことでの出入り口のシャッターおよび計量装置の設置基数が増えることでの整備・維持管理等のコスト増等を考慮して1車線としています。なお、受入室を2車線とする場合、要求水準より同等以上ということであれば、提案を可とします。ただし、維持管理費等も考慮した上で、提案してください。
23	要求水準書【設計・建設工事編】	41	第3章	第2節1.	1-3	4)自動扉設備	〔超高速シャッター〕の材質について、本体〔アルミ製〕、枠〔SUS〕、ガイドレール〔SUS〕、シャッターボックス設備〔SUS〕と記載がありますが、ガイドレールだけは〔SUS〕を取り扱っている製品がありません。〔超高速シャッター〕の性能を確保する為、ガイドレールにつきましては、耐食性も同等以上である〔アルミ製〕を提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	可とします。
24	要求水準書【設計・建設工事編】	87	第3章	第6節	8-3	燃料タンク	使用油はA重油または灯油と記載がありますが、木チップを燃料とする提案をしてもよろしいでしょうか。	堆肥製造に対して影響の出ないことに加えて、木チップを安定的に確保でき、灰を適正処理できることが可能な場合に限り認めます。なお、灰の処理処分については、事業者の負担において行うものとしてください。
25	要求水準書【設計・建設工事編】	108	第3章	第8節	4	放流設備	質問回答No. 77～81に鑑み、河川取水管、放流管および上水引込管について、設計・施工条件の確定が受注後の協議とあります。協議において設計・施工条件が確定したのち、特別に配慮すべき条件がある場合には、「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事請負契約約款」に従い協議をお願いいたします。また、地域の合意形成において、設計施工条件に係る事項があればご教示ください。	連合が認める特別に配慮すべき条件が発生した場合に限り、協議を実施します。なお、地域の合意形成については、受託者決定後から施設供用開始までの然るべき時期に種市南漁業協同組合、久慈市漁業協同組合桑畑生産部等との環境保全協定の締結を予定しています。各種条例等による規制はありませんが、環境保全協定により、設計・施工条件が設定される可能性はあります。環境影響評価と現地見学会の調査結果等から適切な工法を提案してください。
26	要求水準書【設計・建設工事編】	108	第3章	第8節	4	放流設備	敷地外の配管（放流管、河川取水管、上水引込管）の詳細設計を実施するため、予定価格の算出時に行われた予備設計（基本設計）における下記の資料をご提供願います。 ①実測平面図（空中写真図を含む） ②縦横断面図 ③地質資料 ④現地踏査結果 ⑤①～④以外の成果品 また、敷地外の配管の詳細設計を実施するため、水量及び水質以外の設計条件をご提示願います。	①～⑤の資料は、ありません。本事業では、基本設計（地質調査含む）から詳細設計、施工まで含んだ発注になっておりますので、現地見学会の調査結果等を基に貴グループで設計条件を設定してご提案ください。また、敷地外の配管の詳細設計を実施するための設計条件は、要求水準書および別添資料を参照してください。なお、放流管ルートについては、周辺地域の住民への詳細説明等は、事業着手後に実施する予定です。
27	要求水準書【設計・建設工事編】	110	第3章	第8節	5-3	放流水監視装置	放流水監視装置設置場所について、設置場所は施設建屋内と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書【設計・建設工事編】	111	第4章	第1節	1. 1-1	機能上の配慮	既存施設の運転実績より、搬入ピーク時において必要とされる待車スペースをご教示ください。	既存の久慈地区し尿処理場の搬入ピーク台数は、6台程度です。なお、ピーク時は搬入開始直後となっています。
29	要求水準書設計・建設工事編	113	第4章	第1節	1-5-2	管理部	管理部の1階に多機能便所の設置が指定されていますが、身障者への対応についてのお考えをご教示下さい。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の「建築物移動等円滑化基準」に定める構造としてください。
30	要求水準書【設計・建設工事編】	116	第4章	第1節	2-8	(2)水張り試験	質問回答No. 104について、「工事中の沢からの採水は不可とします」との回答があります。試運転開始後に関しては、沢から採水してもよろしいでしょうか。	可とします。ただし、環境影響評価により、沢からの取水量には制約があるので、参考としてください。
31	要求水準書設計・建設工事編	133～	第4章	第3節	—	電気設備	非常用発電の記載がありませんが、災害時、停電時など施設の運転についてのお考えをご教示下さい。	停電時は、消防法等を遵守する設備であれば問題ありませんので、不要と考えます。ただし、災害時の対応として提案することは可とします。
32	要求水準書【設計・建設工事編】	133	第4章	第3節		電気設備	災害時の対応として、非常用発電機の設置を提案してよろしいでしょうか。	災害時の対応として提案することは可とします。ただし、消防法等を遵守する設備であれば問題ありませんので、不要と考えます。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
33	要求水準書【設計・建設工事編】	133	第4章	第3節		電気設備	太陽光発電、風力発電など自然エネルギーの利活用を提案してもよろしいでしょうか。	自然エネルギーの利活用にあたっては、十分な導入効果が見込める場合に可とします。 なお、導入効果については、根拠資料を提出するものとしてください。
34	要求水準書設計・建設工事編	152	第5章	第6節	1	門・門扉	門扉は「カラーアルミ製、片引き、高さ1.5m、ノンレールタイプ」を標準とするとありますが、アルミ片引き「ノンレールタイプ」の最大幅は6.0mです。敷地出入口は動線を考慮し、幅10m以上は確保する計画ですが、門扉は「ノンレールタイプ」2つの両引き式としてもよろしいでしょうか。	可とします。ノンレールタイプの両引き式として下さい。
35	要求水準書【設計・建設工事編】	152	第5章	第6節	1	門・門扉	門扉は、「カラーアルミ製、片引き、高さ1.5m、ノンレールタイプ」と記載がありますが、出入口の幅員を対面通行「10」mで計画しておりますので、10mのアルミ製、片引き、ノンレールタイプの製品がありません。維持補修費の低減や資材調達の容易さを考慮して、既製品として流通している「両引き」にさせていただきます。よろしいでしょうか。	可とします。ノンレールタイプの両引き式としてください。
36	要求水準書【設計・建設工事編】	152	第5章	第6節	1	門・門扉	安全な搬入・搬出動線を確保するため、出入口は2カ所設けることを提案してよろしいでしょうか。	要求水準に示す内容を満足できることを前提に、提案は可とします。
37	要求水準書運営・維持管理業務編	7-10	第2章	第2節	3, 4, 5	悪臭、騒音、振動	臭気、騒音及び振動の測定頻度については、最低1回/年との回答でしたが、測定箇所数については以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 悪臭：敷地境界1箇所、排出口1箇所、放流水1箇所 騒音：敷地境界1箇所 振動：敷地境界1箇所	測定箇所については、提示の箇所を最低限として、提案してください。 なお、測定箇所の位置等に係る詳細は、環境保全計画の策定時の協議とします。
38	要求水準書運営・維持管理業務編	17	第4章	1	6	資源物（堆肥）の取り扱い	住民への無償配布分は年間75tとして事業収支を計画するという考えでよろしいでしょうか。 また、無償配布分は、75t/年に満たない場合は、無償にて事業者が余剰分を引き取り、事業者の裁量で処理すると考えて良いでしょうか。例として、50t/年や100t/年の無償配布となった場合の増減量の取扱いについての考え方を教えてください。	無償配布分の考え方については、お見込みのとおりです。 また、増減の取扱いについては、事業者提案の範疇になると考えます。連合にとってデメリットがない提案をしてください。
39	要求水準書【運営・維持管理業務編】	17	第4章	第1節	6	資源物（堆肥）の取り扱い	質問回答No. 21で、「現時点において、住民への無償配布分は年間75tを想定しています。」とありますが、無償配布分の計量は、袋詰め堆肥の増減数を数える方法でよろしいでしょうか。 また、無償配布分の75tは、確実な数量でしょうか。	基本的には可としますが、堆肥の製造量、配布量、買取量が確実に管理できる仕組みを計画してください。 なお、袋詰めせずに無償配布した場合にも、配布量を把握できるものとしてください。 無償配布分の75tについては、連合管内の農地面積等から試算した値であり、現段階で想定される数量です。このため、配布が確実な数量ではありません。無償配布分の増減が生じた場合は、連合にとってデメリットがない取扱い方法を提案してください。
40	要求水準書【運営・維持管理業務編】	17	第4章	第1節	6	資源物（堆肥）の取り扱い	「運営事業者は、連合との間で堆肥売買契約を結び、連合から堆肥を買取った上で販売する」とありますが、その計量は運営事業者が施設の計量器にて行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書【運営・維持管理業務編】	19	第4章	第3節	4	搬出入物及び水質に係る分析業務	要求水準書【設計・建設工事編】 質問回答No. 1に、「災害等により、下水汚泥（脱水汚泥）の終末処理場での処理が困難となった場合の下水汚泥の受入れ」とありますが、この場合の「下水汚泥の計測項目及び頻度」は表-1の適用外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、災害時の詳細な適用については、協議によります。
42	要求水準書【運営・維持管理業務編】	21	第5章	第5節1.	1)	点検・整備計画	第一回質問回答2-2 No. 30に「3年に1回外部機関又は受託者自ら行う精密機能検査も含まれるとの理解で宜しいでしょうか」との質問に、「お見込みのとおりです」と回答がありました。一方、同質問回答1-No. 45では「第三者機関による精密機能検査を3年に1回以上」実施するよう回答があります。精密機能検査は、必ず外部機関を活用すべきなのかご教えてください。	精密機能検査は、必ず第三者機関による実施としてください。
43	要求水準書【運営・維持管理業務編】	22	第4章	第5節	4	補修・修繕	1回目質問書回答2-2 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問No.34の回答に「プラント工事関係のかし担保期間に突発的に発生した補修は、施工側の責任において補修されるものなので、業務委託料の変更対象とはなりません。」とあります。これは当該かしの責は建設事業者であり、運営事業者にはなく、その費用負担も建設事業者がすべきと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

対面的対話の議事録

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
44	要求水準書 運営・維持 管理業務編	23	第3章	第6節	2	環境保全	環境影響評価書において定める事後調査の内容については環境影響評価準備書P.461～P.473に記載の内容から変更はないと考えてよろしいでしょうか。	準備書から大きな変更はありません。ただし、関係車両通行ルートが変更される可能性があります。関係機関協議の関係で、評価書完了は当初予定よりも遅くなる見込みです。
45	要求水準書 【運営・維持 管理業務編】	27	第4章	第9節	3	環境教育 (普及啓発 活動)	貴連合にて行われる普及啓発活動について、今までどのようなことに重きをおいて活動されていたのかご教示ください。また、想定されている年間の開催回数をご教示ください。	連合では、小学生の社会科見学や中学生の体験学習、地域住民の見学、事業者視察等を目的とした施設見学等を受入れています。ごみ焼却場や粗大・最終・再資源化処分場では、過去5年間の実績で毎年20回程度(20～30人程度/回)の施設見学を実施しています。既存の久慈地区し尿処理場での施設見学は、過去5年間の実績がありませんが、汚泥再生処理センターの新設により、業務に大きな支障が無い範囲で施設見学を受入れて、環境教育の普及啓発に努めていきたいと考えています。
46	要求水準書 【運営・維持 管理業務編】	27	第4章	第9節	4	情報発信	貴連合にて行われる本施設の情報公開について、どのようなことに重きをおいて行われるのかご教示ください。	連合では、ホームページにて廃棄物処理施設の維持管理情報を年1回公表しています。既存の久慈地区し尿処理場では、年度ごとに各月の投入台数及び搬入量、放流水水質分析結果(毎月測定項目と年2回測定のもの)、ばい煙測定結果、生し尿及び脱離液水質分析結果(年3回測定)、脱水汚泥溶出分析結果(年1回測定)を公表しています。上記以外については、提案又は協議によります。
47	落札者選定 基準	8	第4章	表4-1	1 (3)	災害時対策	災害時の対応とは、発生した際に施設が健全であるための施設の強化対策について記載するのでしょうか。それとも、災害発生後の対応について記載するのでしょうか。	災害に係る対応の全てが評価の対象となります。対応策については、事業者提案とします。
48	落札者選定 基準	8	第4章	表4-1	1 (3)	災害時対策	ここで記載の水害とは、どのような事態を想定しているかご教示ください。	水害とは、大雨等による河川の氾濫、洪水、浸水被害等を想定しています。具体的に想定している水害はありませんが、施設だけでなく、周辺での発生も含めたものと考えてください。
49	様式集 (word版)	37				提案書類等 の作成要領	様式No.15号-2 環境負荷低減対策における審査の視点は、『「久慈地区汚泥再生処理センター建設事業 環境影響評価準備書」の内容を遵守する提案となっているか』となっておりますが、15号-2において準備書の内容を遵守した対策結果を記載し、具体的な対策内容については技術提案書の別項目において記載するという方法でもよろしいでしょうか。またその際には、提案する項目に対する具体的な数値根拠については、具体的な対策内容を記載した項目の添付資料として提出することによってよろしいでしょうか。	可とします。ただし、別項目に記載する場合は、別項目に記載していることが分かるように明記する等、留意してください。
50	様式集 (Word版)	40				様式15-18 審査の視点	「維持管理を効率的で容易にする工夫や配慮」と記載がございますが、ご想定される「効率的」の意味合いは、維持管理の作業効率改善に係る運転工夫や設備配置等の設計上の配慮に加え、薬品代削減等の維持管理に係る費用面についても含まれる理解でよろしいでしょうか。	効率的の意味合いについては、お見込みのとおりですが、費用面の効果は、入札金額で評価されます。二重評価にならないよう表記等には留意してください。例として、提案書内に、「〇〇は、〇%低減」等の表記での記載等は可としますが、入札に係る直接的な金額を記載しないように留意してください。
51	様式第15号- 18-1					燃料費	ご指定書式にて単価の単位は、「円/kg」とありますが、用役量の単位は「L/年」となっております。単価の単位を「円/L」と訂正させて頂いても宜しいでしょうか。	「円/L」に訂正とします。
52	基本契約書 (案)	4	11条			再委託等	再委託に関し「合理的に必要と認められる部分」の具体例を提示願います。	施工・建設においては、通常の汚泥再生処理センター整備において認められる範囲程度と考えて下さい。運営維持管理においては、提案を受けて連合が判断します。どちらも、提案内容と齟齬を来さないことと、法令等に抵触しないようにして下さい。
53	基本協定書			別紙2		出資者保証書	協定書では、連合が運営事業者の株式に担保権を設定することになっていないため、第5項は削除をお願いいたします。	基本協定書(案)の段階であるため、契約協議の段階で担保権の設定を含めるものとします。このため、原文のままとします。
54	基本契約書	4	11条			再委託等	本項に記載されている再委託、下請負予定範囲として、土木工事、建築工事、機器据付等を検討しております。その理由として事業者の責任の下で専門的な技能を有する業者が施工し、汚泥再生処理センターを建設する事により、その能力の維持と円滑な事業運営に寄与出来ると考えるからです。これらの項目につき再委託、下請負を認めて頂けないでしょうか。	合理的に認められる部分については、再委託を認めます。ただし、施工・建設においては、通常の汚泥再生処理センター整備において認められる範囲程度と考えて下さい。運営維持管理においては、提案を受けて連合が判断します。どちらも、提案内容と齟齬を来さないことと、法令等に抵触しないようにして下さい。